

連絡先：一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
試験部
電 話：代表 03-3404-6141

令和6年度第2回（第110回）自動車整備技能登録試験「学科試験」
の試験結果について

令和7年4月8日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
（自動車整備技能登録試験中央委員会）

この度、令和7年3月23日（日）に実施いたしました令和6年度第2回（第110回）自動車整備技能登録（学科）試験（一級は筆記試験のみ）の合格者が決定いたしましたのでお知らせします。

1. 試験実施種目、受験者数及び合格者数等について

試験種目、合格者数等は次表のとおりです。

（速報）

試 験 種 目	受験者数	合格者数	合格率（%）
一級小型自動車（筆記のみ）	2, 8 9 5	1, 9 0 2	6 5 . 7
二級ガソリン自動車	9, 2 8 7	8, 0 0 1	8 6 . 2
二級ジーゼル自動車	6, 8 6 4	6, 4 7 1	9 4 . 3
二級自動車シャシ	1 9 2	1 8 2	9 4 . 8
三級自動車シャシ	1, 5 8 8	1, 0 7 0	6 7 . 4
三級ガソリン・エンジン	3, 6 8 2	2, 5 1 9	6 8 . 4
三級ジーゼル・エンジン	6 3 7	3 7 6	5 9 . 0
三級2輪自動車	2 3 6	2 0 7	8 7 . 7
自動車電気装置	1 3 5	1 0 6	7 8 . 5
自動車車体	6 6 8	6 2 6	9 3 . 7
合 計	2 6, 1 8 4	2 1, 4 6 0	8 2 . 0

2. 合格基準について

合格基準は以下のとおりです。

(1) 一級小型自動車（筆記試験のみ）

合格基準は、50点満点に対し40点以上の成績であって、かつ、エンジン、シャシ、故障診断技術、環境保全・安全管理及び法規のそれぞれの分野ごとに40%以上の成績であること。

(2) 二級ガソリン、二級ジーゼル

合格基準は、40点満点に対し28点以上の成績であって、かつ、エンジン、シャシ、整備機器等及び法規のそれぞれの分野ごとに40%以上の成績であること。

(3) 二級シャシ

合格基準は、30点満点に対し21点以上の成績であって、かつ、シャシ、整備機器等及び法規のそれぞれの分野ごとに40%以上の成績であること。

(4) 三級シャシ、三級ガソリン・エンジン、三級ジーゼル・エンジン、三級2輪

合格基準は、30点満点に対し21点以上の成績であること。

(5) 自動車電気装置、自動車車体

合格基準は、40点満点に対し28点以上の成績であること。

3. 合格者の発表方法について

(1) 合格者の「受験番号」を各地方自動車整備振興会（自動車整備技能登録試験各地方委員会、以下「登録試験各地方委員会」という。）に4月8日午前9時から掲示しています。

(2) 登録試験の合格、不合格については、登録試験各地方委員会から、受験者に対し「はがき」によりその旨を通知します。

以 上